

千葉県感染症対策連携協議会予防計画策定部会運営要領

(設 置)

第1条 本県における感染症対策について議論を行うため、千葉県感染症対策連携協議会に予防計画策定部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は（１）入院体制（２）自宅・宿泊療養体制（３）高齢者施設等の感染症対策体制の３部会とする。

(所掌事務)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について議論を行う。

- 1 感染症予防計画に関すること。
- 2 その他必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 部会は、別表（１）入院体制（２）自宅・宿泊療養の体制（３）高齢者施設等の感染症対策体制に掲げる構成団体に所属する者をもって構成する。

- 2 構成団体は、その役員又は職員の中から、委員を推薦するものとする。
- 3 委員はやむを得ない事情があるときは、代理者を出席させることができる。

(部会長)

第4条 各部会に部会長を１名置く。

- 2 部会長は、部会の議事を進行する。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を行う。

(会 議)

第5条 部会の会議は、必要に応じて千葉県健康福祉部疾病対策課が招集する。

- 2 県が必要と認めたときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼することができる。
- 3 部会で議論した内容は、千葉県感染症対策連携協議会に報告することとする。

(庶 務)

第6条 部会の庶務は、千葉県健康福祉部疾病対策課においてこれを処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

附則

- 1 この要領は、令和５年９月１４日から施行する。
- 2 この要領は、令和６年３月３１日限り、その効力を失う。

別表（第3条）

（1）入院体制

区分	構成団体
保健所設置市	千葉市
	船橋市
	柏市
消防機関	千葉県消防長会
感染症指定医療機関	成田赤十字病院
	国際医療福祉大学成田病院
	千葉大学医学部附属病院
病院	亀田総合病院
	国際医療福祉大学市川病院
診療に関する学識経験者の団体等	（公社）千葉県看護協会
その他の関係機関	成田空港検疫所
保健所	保健所長会
都道府県	千葉県

（2）自宅・宿泊療養体制

保健所設置市	千葉市
	船橋市
	柏市
消防機関	千葉県消防長会
診療に関する学識経験者の団体等	（公社）千葉県医師会
	（公社）千葉県医師会
	（一社）千葉県歯科医師会
	（一社）千葉県薬剤師会
	（公社）千葉県看護協会
	（一社）千葉県訪問看護ステーション協会
市町村	流山市
	東庄町
保健所	保健所長会
都道府県	千葉県

（3）高齢者施設等の感染症対策体制

保健所設置市	千葉市
	船橋市
	柏市
消防機関	千葉県消防長会
感染症指定医療機関	（地独）総合病院国保旭中央病院
病院	千葉県こども病院
診療に関する学識経験者の団体等	（公社）千葉県看護協会

その他の関係機関	(一社) 千葉県高齢者福祉施設協会
	(一社) 千葉県老人保健施設協会
	(公社) 全国有料老人ホーム協会千葉県連絡協議会
	千葉県知的障害者福祉協会
保健所	保健所長会
都道府県	千葉県